

UT-eTEXT をささえる

東京大学 大学総合教育研究センター
大瀧友里奈

大学の講義とウェブ

- 大学の講義資料をウェブで共有化
 - 学生がいつでもアクセスして見ることができる
 - 社会への発信
- 大学の講義を動画で配信
 - 学生が復習する
 - 遠隔地の学生向け
 - 社会への発信

著作権の問題

他人の著作物から一定の部分を自分の著作物に引用する場合、原則として著作権許諾を得る必要がある。

東京大学での実績

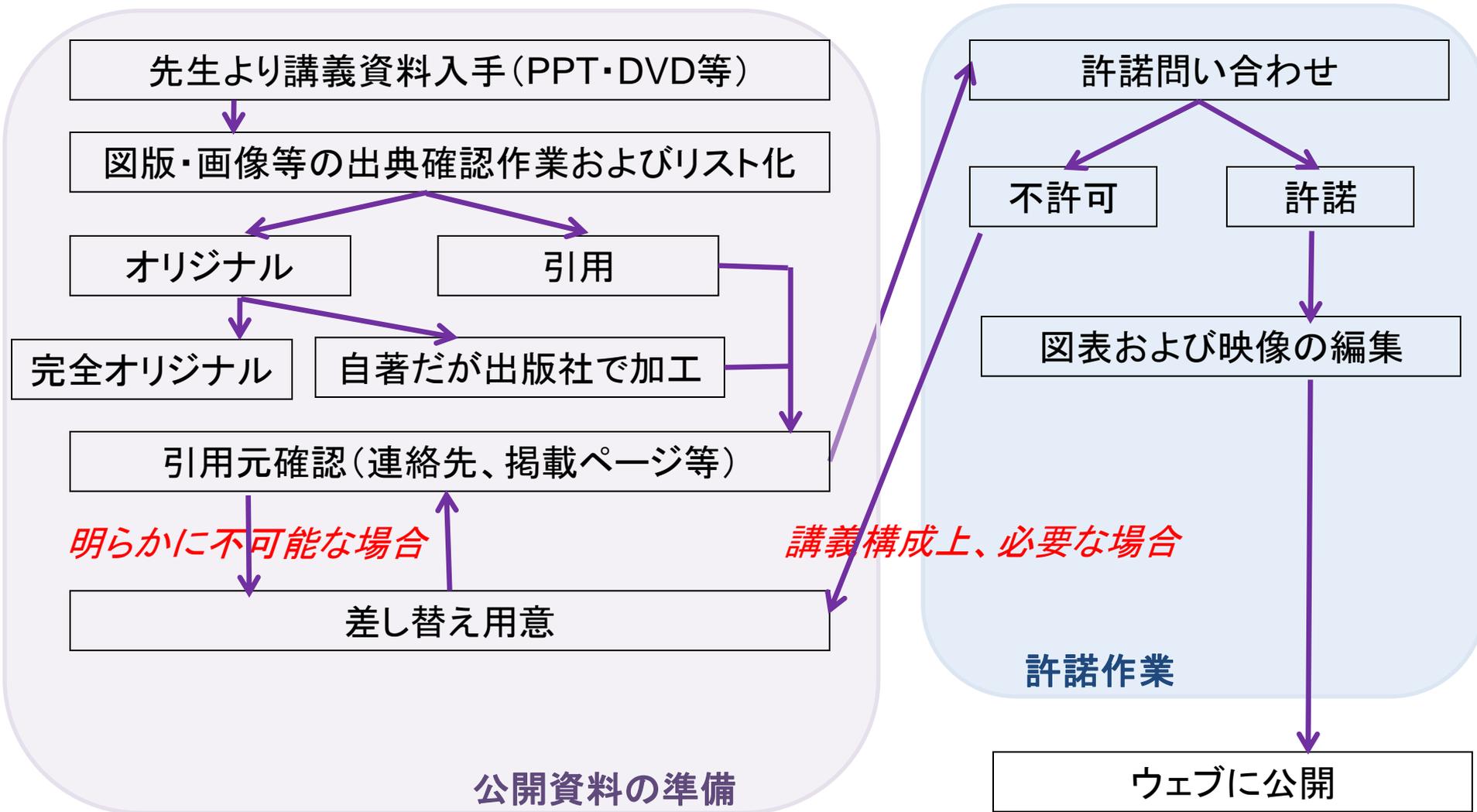
UTOOCW(東京大学オープンコースウェア)

<http://ocw.u-tokyo.ac.jp/>

- 一般向けに講義資料と講義ビデオを無償公開
- ポッドキャストでも視聴可能
- 他人の著作物については、全て許諾をとる

UT-eTEXTのコンテンツも同様

講義公開までの流れ



講義で使われる資料

- 書籍からの引用（教科書や地図帳も含む）
表紙、地図、図や表、写真（人物、建物、美術作品、風景など）
- 論文からの引用
図や表、写真（人物、建物、美術作品、風景など）
- ウェブからの引用
動画、地図、図や表、写真（人物、建物、美術作品、風景など）
- 新聞記事
- テレビ番組の録画
- 映画
- 絵画
- ポスター
- 企業や個人から提供を受けたもの

通常の著作権処理業務

- 過去に功績のあった人の写真などは、wikipedia等から著作権フリーの画像を探して代用する。
- 書籍、論文に掲載されているものについては、掲載ページ・図表番号を明らかにして、eメール、FAX、電話等で許諾依頼をして了解を頂く。
- ウェブ掲載物も同じように許諾依頼をして了解を頂く。
- 許諾問い合わせ件数は、講義によって大きく異なる。
 - 1講義(90分)あたり 0~170件
 - 生命科学、都市計画、情報技術は多い傾向



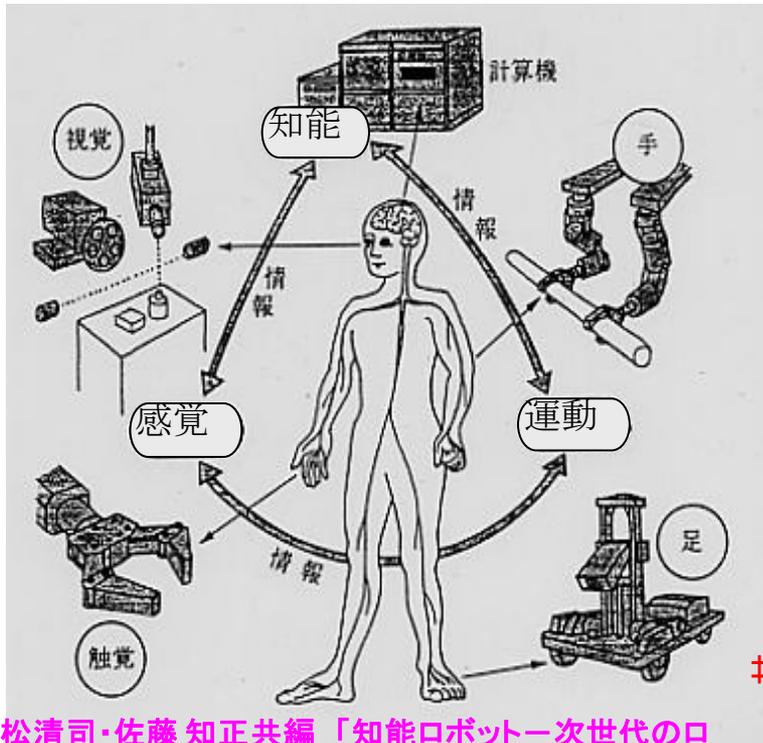
Wikipediaより転載(2010/03/02)

http://en.wikipedia.org/wiki/File:Bendixen_-_Carl_Friedrich_Gau%C3%9F,_1828.jpg

Carl Friedrich Gauss
1777-1855

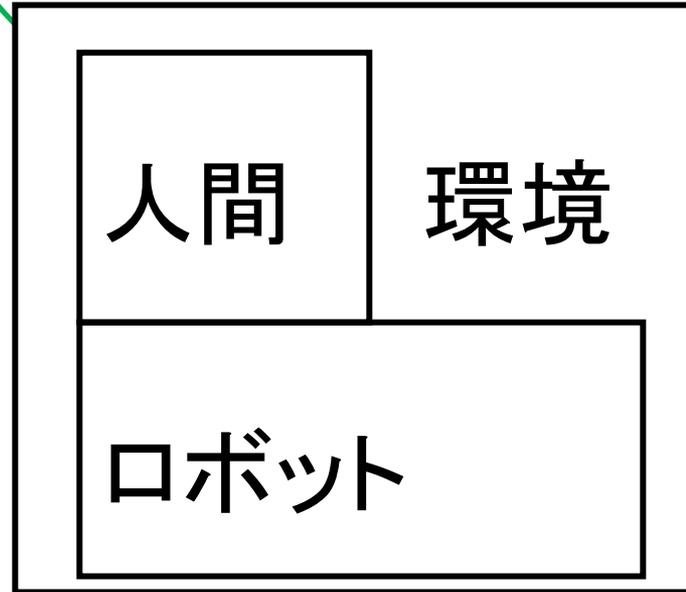
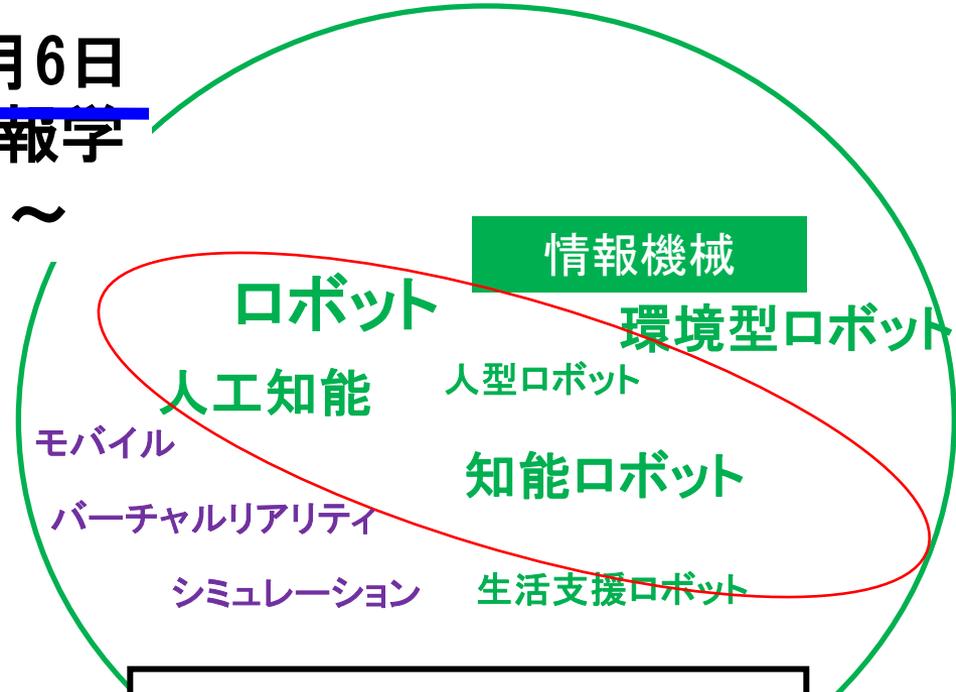
～佐藤知正担当～

知能ロボットの歴史 (1960年代～2000年までと、 最も新しいロボットのビデオ)



若松清司・佐藤 知正共編「知能ロボット—次世代のロボット技術—」昭和59年 オーム社 4ページ図1・2

See—Plan—Doモデルと
その情報処理、限界と展開



人—ロボット—環境モデルとその
情報処理

対応を判断しなければならない場合

- 家電や車の写真はどこまで誰の著作物なのか？
- 建築物や工業製品等の一般的な写真の利用は、どこに許諾をとるのか
- 連絡先が不明な場合
 - 出版社が倒産
 - 著作権所有者が不明で差し替えも難しい

事例1:

ウィキペディアなどで著作権フリーとして提供されている製品の画像の使用する場合



製造元のメーカーに確認の上、メーカーの提供する写真にさしかえる方針で運用

事例2:

建築物や工業製品等の一般的な写真を利用する場合



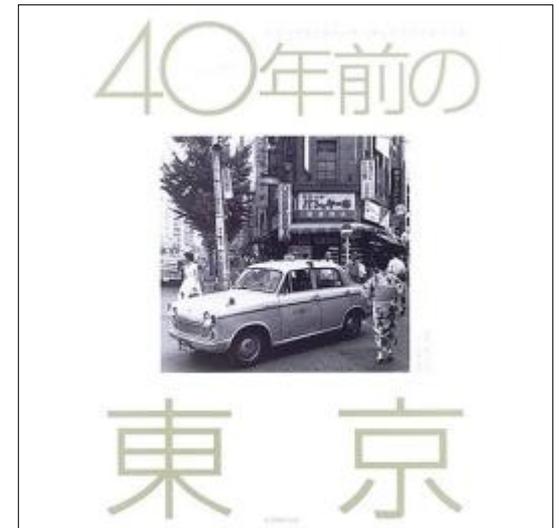
意匠権を侵害するかどうか、また建設・制作を請負業者(ここでは隈健吾氏の建築事務所)、発注者(ここでは根津美術館)では、どちらに許可をとる必要があるか？

事例3:

倒産した出版社など現存しない会社に著作権がある場合



有精堂出版(倒産)



生活情報センター(倒産)

後に版權を取得した出版社がない場合は、著者に連絡を試みるが、連絡先が分からない場合は出典を明示して掲載

事例4:

著作権が失効する期間に入っているものの、所蔵者に権利がある場合



岡山藩池田家の古文書
岡山大学所蔵



アインシュタインの手紙
the Robert A Millikan Memorial Library所蔵

期間のみを判断基準にしづらく、所蔵先の調査を行う努力をしている

事例5:

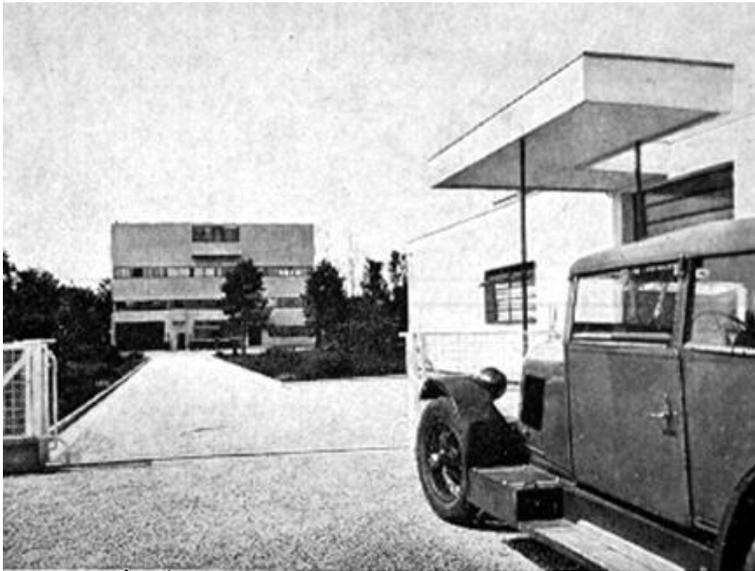
地図上に位置のみ示したものを公開する場合



地図を描き直す、google mapの許諾を得て使用する、著作権フリーの地図などを利用するなどの方針をとっている

事例6:

著作権が失効する期間に入っている可能性が高いが、著作権所有者が不明の場合



コルビジェ Stein邸
1927年ごろ撮影と推測される

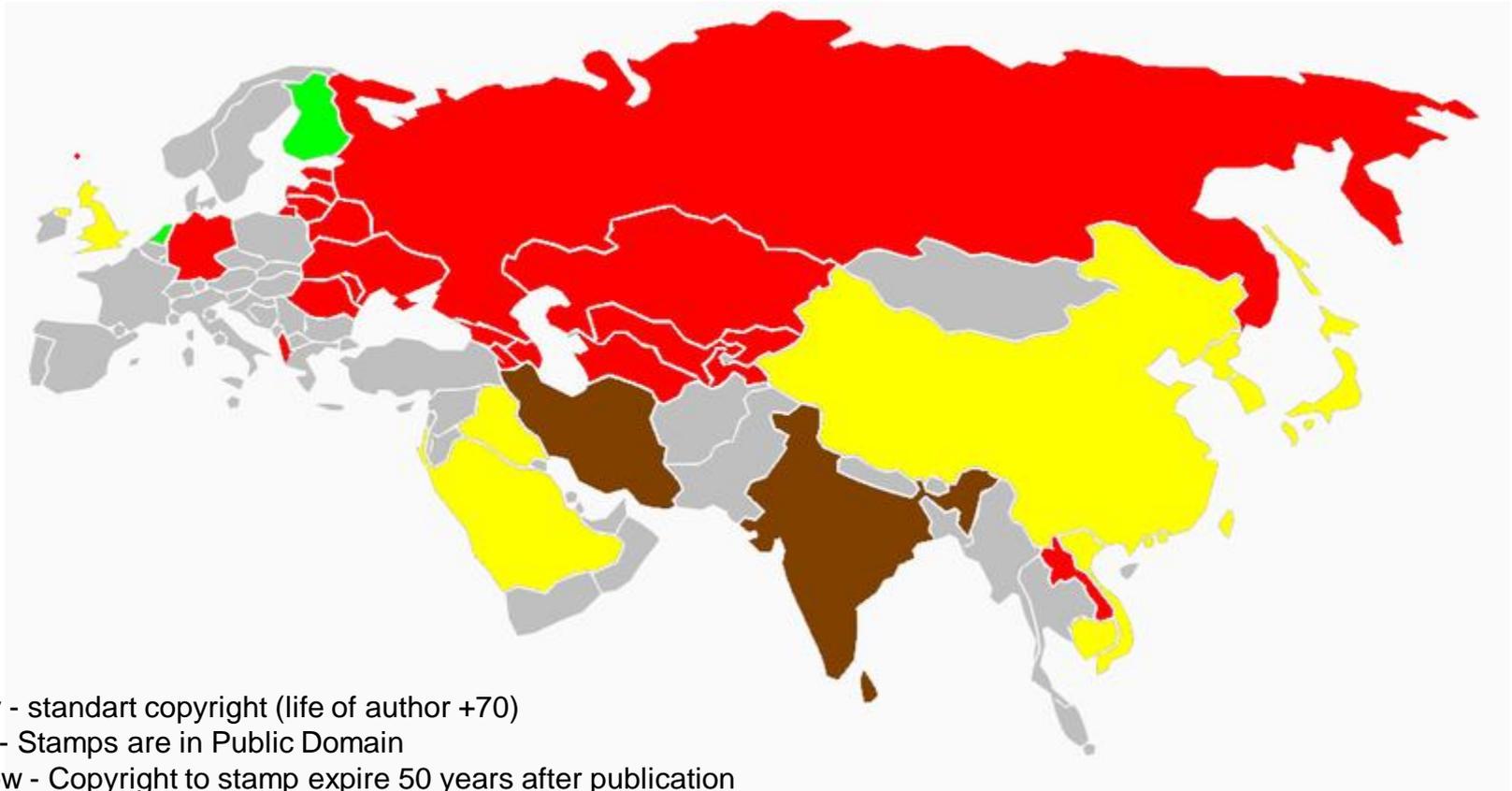


Paul Otlet(1864-1944)の創設した
Mundaneumという
ベルギーの図書館の内部写真

手を尽くして調査した後、Notice and Take Down ルールで掲載

事例7

各国で基準がバラバラの場合(切手の著作権の例)



Grey - standart copyright (life of author +70)

Red - Stamps are in Public Domain

Yellow - Copyright to stamp expire 50 years after publication

Brown - Copyright to stamp expire other time after publication (Iran 30 years, India 60 years)

Green - Stamps are in public domain before Law change (Finland - 1999, Netherlands - 1987)

出典: http://commons.wikimedia.org/wiki/File:PD-Stamps_in_Euroasia.PNG

紙幣、切手については偽造防止のため、斜線を入れて掲載

これまでの課題

- 膨大な作業量

- 使用した画像の分だけ出典確認作業が必要
- 「どこからとってきたのか分からない」画像も多く存在
- 許諾を得ることができなかった画像の差し替え探索

- 時間がかかる

- 1-2年かかる場合も出てくる
- 既に過去の話題となってしまう

- 情報の共有化

- 複数人で作業するため、情報共有がカギ
- 作業の重複が更なるペースダウンに
- 他の人がやったのではないか→作業のもれ

著作権管理システムの構築

- UT-eTEXTのコンテンツ管理と連動
 - PPT1ページ毎に著作権情報を入力
- データベース化し、ノウハウの蓄積
 - 出版社毎、学会毎に異なる著作権ポリシー
 - 「許諾を得られない画像である」というのも重要な情報
 - 同じ分野、同じ先生で、よく使われる画像がある
 - 同じ問い合わせ先には一括して連絡
- 許諾ステータスの管理
 - 許諾もれを防ぐ
 - いつ誰がみても一目瞭然

これまでの課題

- 膨大な作業量

- 使用した画像の分だけ出典確認作業が必要
- 「どこからとってきたのか分からない」画像も多く存在
- 許諾を得ることができなかった画像の差し替え探索

→一部解決

- 時間がかかる

- 1-2年かかる場合も出てくる
- 既に過去の話題となってしまう

→解決

- 情報の共有化

- 複数人で作業するため、情報共有がカギ
- 作業の重複が更なるペースダウンに
- 他の人がやったのではないか→作業のもれ

→解決

今後の課題

- 資料作成時点からの改善
 - 講師による出典明示の徹底
 - 講師が使用可能な許諾OK画像データベースなどの提供
 - 許諾を得やすい出典のリスト化
- 許諾を得やすい出典のリスト化